

相談支援従事者研修事業の実施について（平成18年4月21日障発第0421001号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）

【新旧対照表】

（変更点は下線部）

新	旧
障発第 0421001 号	障発第 0421001 号
平成 18 年 4 月 21 日	平成 18 年 4 月 21 日
一部改正 障発第 0725001 号	一部改正 障発第 0725001 号
平成 19 年 7 月 25 日	平成 19 年 7 月 25 日
一部改正 障発第 0626001 号	一部改正 障発第 0626001 号
平成 20 年 6 月 26 日	平成 20 年 6 月 26 日
一部改正 障発第 1026 第 1 号	一部改正 障発第 1026 第 1 号
平成 23 年 10 月 26 日	平成 23 年 10 月 26 日
一部改正 障発第 0702 第 6 号	一部改正 障発第 0702 第 6 号
平成 24 年 7 月 2 日	平成 24 年 7 月 2 日
一部改正 障発第 0329 第 17 号	一部改正 障発第 0329 第 17 号
平成 25 年 3 月 29 日	平成 25 年 3 月 29 日
一部改正 障発第 0507 第 4 号	一部改正 障発第 0507 第 4 号
令和元年 5 月 7 日	令和元年 5 月 7 日
一部改正 障発第 0910 第 1 号	一部改正 障発第 0910 第 1 号
令和元年 9 月 10 日	令和元年 9 月 10 日
一部改正 障発第 0331 第 18 号	一部改正 障発第 0331 第 18 号
令和 2 年 3 月 3 1 日	令和 2 年 3 月 3 1 日
一部改正 障発第 0331 第 12 号	一部改正 障発第 0331 第 12 号
令和 3 年 3 月 3 1 日	令和 3 年 3 月 3 1 日
一部改正 障発第 0331 第 10 号	一部改正 障発第 0331 第 10 号

令和4年3月31日

一部改正 こ支障第34号

障発第0630第7号

令和5年6月30日

各都道府県知事 殿

こども家庭庁支援局長

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長

(別添)

相談支援従事者研修事業の実施について

1～2 略

3 実施内容

(1) 略

(2) 相談支援従事者現任研修

① 研修対象者

指定相談支援事業所等において相談支援業務に従事(地域生活支援事業実施要綱に規定する障害者相談支援事業又は基幹相談支援センターにおいて従事した期間を含む。)しており、一定の経験を有する者。具体的には初回の現任研修では、過去5年間に2年以上の

令和4年3月31日

各都道府県知事 殿

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長

(別添)

相談支援従事者研修事業の実施について

1～2 略

3 実施内容

(1) 略

(2) 相談支援従事者現任研修

① 研修対象者

指定相談支援事業所等において相談支援業務に従事しており、一定の経験を有する者。具体的には初回の現任研修では、過去5年間に2年以上の相談支援の実務経験があること、2回目以降の現任研修では、過去5年間に2年以上の相談支援の実務経験があること又は現に

相談支援の実務経験があること、2回目以降の現任研修では、過去5年間に2年以上の相談支援の実務経験があること又は現に相談支援業務に従事していることを研修の受講要件とする。

なお、旧カリキュラム受講者は初回受講時については、上記の要件を求めないこととする。

(注) 旧カリキュラム受講者とは、令和2年4月1日前5年間に於いて、相談支援従事者現任研修、主任相談支援専門員研修又は相談支援従事者初任者研修を修了した者である。

② 略

(3) 専門コース別研修

① (略)

② 研修内容等

標準的な研修カリキュラムは、別表3のとおりであり、この内容を参考に実施するものとする。また、国が行う相談支援従事者指導者養成研修を修了した者を中心として実施する。なお、別表3の1、6及び7の標準カリキュラムは、サービス管理責任者研修事業の実施について(平成18年8月30日障発第0830004号。以下「サービス管理責任者研修事業通知」という。)別表4及び別表8と共通の内容とする。

4～6 略

7 実施上の留意点

(1) 研修日程等

ア 略

イ 別表3の1、6及び7並びにサービス管理責任者研修事業通知別表

相談支援業務に従事していることを研修の受講要件とする。

なお、旧カリキュラム受講者は初回受講時については、上記の要件を求めないこととする。

(注) 旧カリキュラム受講者とは、令和2年4月1日前5年間に於いて、相談支援従事者現任研修、主任相談支援専門員研修又は相談支援従事者初任者研修を修了した者である。

② 略

(3) 専門コース別研修

① (略)

② 研修内容等

標準的な研修カリキュラムは、別表3のとおりであり、この内容を参考に実施するものとする。また、国が行う相談支援従事者指導者養成研修を修了した者を中心として実施する。なお、別表3の6の標準カリキュラムは、サービス管理責任者研修事業の実施について(平成18年8月30日障発第0830004号。以下「サービス管理責任者研修事業通知」という。)別表4及び別表8と共通の内容とする。

4～6 略

7 実施上の留意点

(1) 研修日程等

ア 略

イ 別表3の6並びにサービス管理責任者研修事業通知別表4及び別表

4及び別表8の標準カリキュラムは共通の内容であることから、開催日程、開催場所、定員等の規模等の設定について適切に配慮することを前提に、同一の日程等で研修を行うことは差し支えない。

(2)～(4) 略

8～11 略

(別表1)～(別表3) 略

(別紙1)

第 号

修 了 証 書

氏 名

生年月日

あなたは、子ども家庭庁及び厚生労働省の定める相談支援従事者〇〇研修を修了したことを証します。

年 月 日

〇〇〇知事
〇〇〇〇

(別紙2)

第 号

修 了 証 書

氏 名

8の標準カリキュラムは共通の内容であることから、開催日程、開催場所、定員等の規模等の設定について適切に配慮することを前提に、同一の日程等で研修を行うことは差し支えない。

(2)～(4) 略

8～11 略

(別表1)～(別表3) 略

(別紙1)

第 号

修 了 証 書

氏 名

生年月日

あなたは、厚生労働省の定める相談支援従事者研修を修了したことを証します。

年 月 日

〇〇〇知事
〇〇〇〇

(別紙2)

第 号

修 了 証 書

氏 名

<p>生年月日</p> <p>あなたは、<u>子ども家庭庁及び</u>厚生労働省が定めるところにより当該研修事業者が〇〇〇知事の指定を受けて行う相談支援従事者〇〇研修を修了したことを証します。</p> <p>年 月 日</p> <p>(指定された事業者名) 代表〇〇〇〇</p>	<p>生年月日</p> <p>あなたは、厚生労働省が定めるところにより当該研修事業者が〇〇〇知事の指定を受けて行う相談支援従事者研修を修了したことを証します。</p> <p>年 月 日</p> <p>(指定された事業者名) 代表〇〇〇〇</p>
---	--